

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 復興事業計画（令和元年台風19号等）認定要綱

（目的）

第1条 この要綱は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（令和元年台風19号等）を交付するにあたり、令和元年台風第19号等による災害により甚大な被害を受けた地域において、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる中小企業等グループが策定する復興事業計画を認定する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) この要綱において「令和元年台風第19号、第20号及び第21号（以下、「令和元年台風第19号等」という。）による災害」とは、令和元年台風第19号等による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第142号）により指定された特定非常災害をいう。
- (2) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号。）第2条第1項に規定する者、商工会法（昭和35年法律第89号。）に基づく商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号。）に基づく商工会議所及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。
- (3) この要綱において「小規模企業者」とは中小企業基本法（昭和38年法律第154号。）第2条第5項に規定する者をいう。
- (4) この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者から構成される集団をいう。なお、復興事業計画を遂行するにあたり、中小企業等グループの構成者に、中小企業者以外の者が一部入ることを妨げない。また、いわゆる反社会的勢力が入ってはならない。
- (5) この要綱において「復興事業計画」とは、令和元年台風第19号等による災害に係る復旧・復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

（認定の要件）

第3条 復興事業計画の認定は、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

- 一 中小企業等グループが次のいずれかの機能を果たすと見込まれること。
 - ア 当該中小企業等グループの復旧・復興がサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること。
 - イ 事業規模や雇用規模が大きく、県内経済・雇用への貢献度が高いこと。
 - ウ 一定の地域内において経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること。
 - エ 地域資源を活用し、グループ外の企業や他地域の産業、観光地形形成等への貢献度が高いこと。

二 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和元年台風第19号等による災害により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

ア 令和元年台風第19号等による災害により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。

イ 令和元年台風第19号等による災害の後であって、直前1月の売上が被災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

三 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等が、福島県内に属すること。

2 前項の要件については、商店街等にあっては、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。

ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。

イ 当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められること。

ウ 今後の市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。

二 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。

三 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等が、福島県内に属すること。

(申請)

第4条 復興事業計画の認定の申請は、当該計画を実施する中小企業等グループの代表者が中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画(令和元年台風19号等)認定申請書(様式第1号)により行うものとする。

(復興事業計画審査会)

第5条 中小企業等グループから申請のあった復興事業計画の認定に際して、計画認定の事務の手続きの明確化及び透明化を図るため、復興事業計画審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、中小企業等グループから提出された復興事業計画を以下の属性に分類して審査し、復興事業計画の認定の可否を決定のうえ、福島県知事(以下「知事」という)に報告する。

グループ属性
① サプライチェーン型
② 経済・雇用貢献型
③ 地域生活・産業基盤型

④ 地域資源産業型
⑤ 商店街型

- 3 審査会は、計画の内容について意見を付すことができるものとする。
- 4 審査会において審査を行う際の基準は、別表のとおりとする。
- 5 審査会において審査を行う際の審査委員は、知事が指名する県職員及び有識者により構成する。

(認定)

第6条 知事は、審査会で決定された結果に基づき、予算の範囲内で県施策等との関係を考慮して復興事業計画を認定する。

- 2 知事は、復興事業計画の認定をしたときは中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画（令和元年台風19号等）認定書（様式第2号）を交付する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、復興事業計画認定に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1号) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画（令和元年台風19号等）
認定申請書

(様式2号) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画（令和元年台風19号等）
認定書

別表（審査基準）

	審査項目	審査内容
共通項目	グループの特徴	グループは複数の中小企業から構成され、地域で特に重要な役割を果たしているグループであるか ・県内における企業ネットワークの役割や重要性等
	グループの各構成員	事業計画を実施した場合、特に県内中小企業への効果が高いか ・グループ内における中小企業の役割や参画割合
	被害の状況	被災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じているか、又は継続して使用することが困難となっているか ・施設や設備の被害の程度（全壊、半壊、一部損壊、浸水 等） グループ属性項目①、②、③、④に該当する企業グループについては、被災後、直前1月の売上が前年同期に比べて著しく低下しているか、又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じているか ・売上低下の程度 ・グループ機能に及ぼす損傷の程度
	復興事業の内容	復旧整備後の復興に向けた計画に発展可能性があり、必要な実施体制が構築されているか
	施設・設備の復旧整備の内容	グループの復興に必要で合理的な復旧整備計画であり、必要な実施体制が構築されているか 中小企業等グループが事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備を復旧する経費であるか ・計画に該当する施設や設備の復旧の必要性や緊急性
	収支計画の内容	事業計画と収支計画の整合性は図られているか 事業費は適正かつ経済的に積算されているか 自己資金等の必要な資金調達が明確であるか
	①サプライチェーン型 グループの復旧・復興がサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしているか	①サプライチェーン型 グループの復旧・復興がサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしているか
グループ属性別項目	重要性	サプライチェーンにおいてグループが重要な役割を果たしているか ・グループ外の企業等に対する特別な製品・技術・サービスの提供等
	②経済・雇用貢献型 事業規模や雇用規模が大きく、県内経済・雇用への貢献度が高いか	②経済・雇用貢献型 事業規模や雇用規模が大きく、県内経済・雇用への貢献度が高いか
	県内貢献度	グループの規模が大きく、県内経済・雇用への貢献度が高いか ・県内における経済・雇用への波及効果等 ・グループ内における県内の企業数、売上、雇用者数等
	③地域生活・産業基盤型 一定の地域内において経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の復興・雇用維持に不可欠であるか	③地域生活・産業基盤型 一定の地域内において経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の復興・雇用維持に不可欠であるか
	集積度	雇用圏や市町村単位程度において基幹となる産業群であるか ・グループが地域にとって不可欠な産業群であること等
	地域貢献度	当該地域における復興・雇用維持に不可欠であるか ・グループの企業数、売上、雇用者数等
	対象となる一定の地域	グループの規模や重要性は、当該産業群を担っているといえるか
④地域資源産業型 地域資源（農林水産資源や観光資源等）を活用する産業群であって、地域の独自性及び地域の魅力発信への貢献度が高いか	地域貢献度	グループが地域にとって不可欠な産業群であること等
	⑤商店街型 地域コミュニティ維持に不可欠な商業機能を担っているか	⑤商店街型 地域コミュニティ維持に不可欠な商業機能を担っているか
	社会的機能性	地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであるか
	商業機能性	当該商店街が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められるか
	商業集積度	今後の市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められるか